社会福祉法人

1. 共同募金の配分については、社会福祉法人沖縄県共同募金会配分規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、本要領により取り扱うものとする。
2. 共同募金の配分区分は、次のとおりとする。
3. 市町村社会福祉協議会に対する配分
4. 社会福祉事業施設に対する配分
5. 社会福祉団体に対する配分
6. 更生緊急保護事業に対する配分
7. 市町村社会福祉協議会に対する配分については、当分の間、共同募金配分委員会の調査審議から除くものとする。
8. 規程第６条に定める経常費とは、福祉団体が行う活動に必要な運営費（機器、備品購入費を含む。）及び事業費であって、職員給料以外の経費をいう。
9. 規程第６条第２項に定める臨時費は、次の区分により配分する。
10. 施設の建設整備費 施設の新築、増築、改築及び修繕に必要な経費
11. 備品購入費 入所者の処遇向上に直接必要な備品及び設備費
12. 環境整備費 入所者の処遇及びその管理上必要な事業費であって、敷地造成費を除いた経費
13. 天災地変等により入所者の安全上緊急に必要な場合において、前項以外の経費についても配分することができる。
14. 配分金額は、社会福祉協議会を除き一施設・団体あたり年間５００万円を限度額とし、配分対象事業費の１０分の９以内とする。ただし、特に必要があると認める場合及び社会福祉協議会については１０分の１０以内を配分することができる。
15. 配分金額を交付するに当たっては、受配者に対し必要な条件を付すことができる。
16. 本配分要領は、昭和６０年度事業に要する配分金から適用する。
17. 平成元年３月１７日委員会確認

剰余金が３，０００万円以上ある施設は、当該申請事業への剰余金の活用が可能な場合は原則として配分対象としない。

1. 平成４年３月１３日委員会確認
2. 公費補助金の補助対象事業費に対し、共同募金の配分を可能とする。
3. 委託事業の場合は、共同募金の配分対象としない。

社会福祉法人

受配者は、次の事項を誓約し、履行しなくてはならない。

1. 配分金は、指定された使途以外に使用してはならない。ただし、予め本会の承認を受けたものはこの限りでない。
2. 配分金の経理については、明確にしておかなくてはならない。また施設への配分については、本部会計を経て施設会計で処理するものとする。
3. 事業の中止、廃止、変更又は処分する場合は配分金を返還するものとする。
4. 配分金により取得した物件に対しては、善良なる管理を行うとともに、管理期間を備品類５年・建物類１０年間においてその物件を譲渡、交換、貸付、又は担保に供し、もしくは改廃しようとするときは、予めその理由を記載した申請書を本会に提出したその承認を受けなければならない。
5. 諸報告書の提出、事業内容、会計経理の調査を求められた場合はこれに応ずること。
6. 共同募金受配工事あるいは機器であることを、標識又はステッカー等で明示する他、機関紙等で会員や利用者等への広報活動を行うこと。
7. 配分金で配実施する各種研修会、大会、講座等で使用する資料には、「この研修会あるいは大会、講座等」資料は共同募金配分金で作成された旨の語句を印刷するとともに看板等の表示をすること。
8. 臨時費配分については、事業完了後１５日以内に別紙事業完了報告書を作成して本会長宛提出するとともに、事業年度終了後２ケ月以内に受配団体又は施設の事業報告及び決算書を本会会長宛提出すること。
9. 経常費配分については、事業年度終了後２ケ月以内に事業報告書、決算書及び関連資料を本会会長宛提出すること。